

国定公園事業取扱要領及び県立自然公園事業取扱要領

愛媛県における国定公園及び県立自然公園の公園事業に係る取扱いは次のとおりとする。

国立公園事業執行等取扱要領（令和４年４月１日 環自国発第 22040111 号）に準じて取り扱うこととする。

なお、公園事業に関する協議書・申請書（以下「申請書等」という。）に係る処理又は処分は、申請書等が提出された日（申請書等の不備又は不足について補足を求めた場合にあつては、当該補正がなされた日）から、市町長又は地方局長から進達があつた場合にあつては、当該進達を受けた日から起算して原則として、10 日以内に行うものとする。

また、県立自然公園に係る申請書等は愛媛県県立自然公園条例（昭和 33 年愛媛県条例第 50 号）に基づく様式によるものとする。